

渋谷区社会福祉事業団こども園・保育園における インフルエンザ感染時の登園基準について

令和4年11月の厚生労働省の「季節性インフルエンザに関する取得に対する配慮」の通知を受け当法人園もインフルエンザの登園証明書を医療機関において取得する必要がなくなります。
以下の表を参考にして、園まで状況をお知らせいただき、登園時に書面で提出するようお願いいたします。

インフルエンザの登園基準は、

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」です。

ただし、病状により嘱託医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

《 出席停止の日数の数え方について 》

「発症した後5日を経過するまで」の数え方

「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。

発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日目と数え、5日目までお休みをします。

「解熱した後3日を経過するまで」の数え方

解熱をした日は、日数に数えず、その翌日から1日目と数え、3日目までの3日間をお休みをします。

原則として5日間は登園不可									
	発熱当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
<例1> 発熱2日目に解熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能		
<例2> 発熱4日目に解熱	 発熱	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目			

✳	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	保護者 記入	発熱・解熱 月 日							

※保護者の方は、上記のイラストを参考に、上段に発熱・解熱のどちらかに○を付け、下段に日付をご記入ください。

※受診日 月 日（ ） 月 日 （ ）

※受診医療機関：

★基準に従い登園可能となりました。

※園児名

※保護者名

※園・受者氏名 月 日（ ）